

No.679



広報

平成17年 1月15日 (2005年)

市の人口と世帯数(平成17年1月1日現在)				
区分	住民基本台帳	外国人登録	合計	
人口	男	30,086	1,090	31,176
	女	29,387	1,262	30,649
	計	59,473	2,352	61,825
世帯数	26,877	1,311	28,188	

今号の主な内容	ページ数
嘱託職員を募集	2面
ちょこっと共済に加入しましょう	3面
バランスシートを作成	4・5面
選挙管理委員・同補充員を改選	5面
募金・中越地震義援金集計結果	6面
各種生涯学習講座	7面
保健ガイド	8面

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課 〒197-8501 福生市本町5 ☎042-551-1511 (市役所代表)

福生市のホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

# 市・都民税の申告はお早めに!

## 平成17年度市・都民税の申告受付は 2月1日(火)から3月15日(火)まで

申告受付日	受付時間	受付場所	税務署	税理士	市職員
2月 1日(火)～3日(木)	9:00～11:30,13:00～16:00	商工会館2階			○
4日(金)・7日(月)・8日(火)	9:30～11:30,13:00～15:00	商工会館3階	○	○	
9日(水)・10日(木)	9:00～11:30,13:00～16:00	商工会館2階			○
11日(祝)・12日(土)・13日(日) ※税理士会無料相談	10:30～12:30,13:30～16:30	福生駅プチギャラリー		○	
14日(月)・15日(火)	9:00～11:30,13:00～16:00	商工会館2階			○
16日(水)～18日(金)	9:00～11:30,13:00～15:30	商工会館3階		○	
20日(日)	9:00～11:30,13:00～16:00	青梅税務署	○		
21日(月)～25日(金)	9:00～11:30,13:00～15:30	商工会館3階		○	
27日(日)	9:00～11:30,13:00～16:00	青梅税務署	○		
28日(月)	9:00～11:30,13:00～15:30	商工会館3階			○
3月 1日(火)～15日(火)※土曜・日曜は除く	9:00～11:30,13:00～16:00	商工会館3階			○



平成17年度の市・都民税の申告の受付が2月1日(火)から始まります。昨年の年収が公的年金だけの方やサラリーマンの方で年末調整をしていない場合、あるいは医療費控除などで、還付を受けるための所得税の確定申告も2月1日から一緒に受け付けます。※ただし、事業所得者の確定申告は税務署等で受付します。

例年3月に入りますと大変混雑しますので、お早めに申告してください。

問合せ市・都民税の申告→課税課市民税係  
所得税の確定申告→青梅税務署 ☎0428・22・3185

※2面に確定申告の相談会について掲載しています。あわせてご覧ください。

※水曜夜間・土曜の開庁時間内に限り、市役所2階課税課市民税係で市・都民税の申告書は受付します。(所得税の確定申告は受付できません)  
※商工会館は市役所の向かい側です。

### 申告が必要な方

- 平成17年1月1日現在、福生市に住所のある方で、
  - 給与所得の方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先の給与担当者に確認してください。)
  - 事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告する必要のない方

### 申告に必要なもの

- 市から送られた書類がある場合にはその書類・印鑑。
- 源泉徴収票や支払者の証明書など、平成16年中の収入が明らかになる資料。
- 年金を受給されている方は、社会保険庁から送付されている平成16年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)。
- 生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、損害保険の控除証明書、医療費などの領収書等。医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記載。様式は自由。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。(大勢の方が申告をされますので、ご協力をお願いします。)
- 社会保険の領収書(昨年中に国民健康保険税や健康保険料、国民年金保険料や厚生年金保険料等を支払ったもの)。
- 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等。
- 配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の収入が明らかになるもの。
- 事業所得者などの方は、収支決算書や帳簿類。

### 申告が必要ない方

- 平成16年分所得税確定申告書を記入して申告してください。
- 平成17年1月1日現在、福生市外に住所のある方で、福生市内に事務所、事業所または家屋内に事務所、事業所または家屋敷を有する方
- ※昨年申告のあった方等には市・都民税の申告書は1月31日(月)までにお送りします。

### 青梅税務署からの お知らせ

を記載した書類(「法定調書」と言います。)を税務署に提出することになっていきます。

平成16年中に俸給、給料、賃金などの給与等を支払った場合には、支払者は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日(月)までに、すべての受給者に交付するものと、一定金額以上の受給者のものについては、税務署に提出することになっていきます。

「給与所得者の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、すべてのものを平成17年1月1日現在の受給者の住所

### ◆申告書は

自分で書いて提出はお早めに  
所得税の確定申告は青梅税務署で3月15日(火)まで行います(土曜・日曜・祝日は除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は受付可)。

問合せ青梅税務署 ☎0428・22・3185

### ◆平成16年分の法定調書の提出

期限は1月31日(月)です  
給料、退職手当、報酬、不動産の使用料などの支払者は、支払先の住所、氏名、支払い金額など

の住所、氏名、支払い金額など  
「給与所得者の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、すべてのものを平成17年1月1日現在の受給者の住所

22・3185内線414

福生市のホームページアドレスは <http://www.city.fussa.tokyo.jp/> です